

- ◎それらのコモンズらしきものが、閉鎖型なのか、開放型なのか、協治型なのか、あるいはどれも違うものなのか、検討してみよう。
- ◎それらのコモンズらしきものの用益や管理の現状があなたにとって適切な状態であるかどうか考えてみよう。そして、もしも適切な状態でなかった場合、状態を改善するための方策を提案してみよう。

## ローカル・コモンズという原点回帰

——「地域文化コモンズ論」へ向けて

菅 豊

### 1 実体を見失ったコモンズ論

#### (1) 混沌と化したコモンズの議論

現在、世界的に見て、コモンズをめぐる議論は、単なる自然資源の管理に関する議論から昇華し、社会システム論全般を検証する学際的な議論として活況を呈している。そして、その概念は、資源として扱われるようになった「文化」の問題についても拡大応用されるようになった。自然資源との類比から文化資源という表現も用いられるようになったし、また、その文化の管理方法としてコモンズという言葉も使用されるようになった。

後ほど述べるように、これまで自然資源管理の分野では、さまざまな形でコモンズ概念について検討されてきたが、その研究が深化されるにしたがって、その概念が明確になってきたかというといささか怪しい。それどころか、さまざまな拡大解釈によって、むしろ概念としては汪洋の度を増しているといっても良いであろう。そして、現在、文化へコモンズ概念が応用、拡大使用されるに至っては、さらにいつその混沌をもたらしつつある。

既に提示されている文化コモンズ論は、ここ数十年の自然資源をめぐるコモンズ研究を、正しく踏襲したものとは必ずしもいい難い。むしろ、自然資源管理で議論されてきたコモンズ論の議論を十分に咀嚼することなしに、単純にアナロジカルに適用した無前提な拡大解釈となってしまう。さらに、文化にコモンズを使用した論者は、文化の所有や管理に関する自己の主義主張を正当化するための根拠付けとして、自然資源管理の概念を牽強附会しているに過ぎない、とまでいえない過ぎであろうか。それは、結局、コモンズに仮託した、「一種の「比喩」や「たとえ話」の域を出ていないのである。

現状、文化コモンズ論の大勢は、単なるモデル論になってしまっており、実体としてのコモンズが本来もっていた種々の能力と可能性―生身の人間の幸福に資する能力―とは無関係の議論になっている。本論では、文化コモンズ論の発展可能性を論じるにあたって、第一に、これまでの自然資源のコモンズ論において、実体としてのローカル・コモンズが、モデル的なグローバル・コモンズに拡大解釈されたために、その議論が混沌としていることを明らかにしていく。次いで、第二に、そのような議論を十分に批判的に受け止めなかったため

に、結局、自然資源をめぐる議論の混沌を継承し、コモンズの語の使用価値を低下させている現在の文化コモンズ論の問題点と限界性について指摘する。そして、第三に、地域主義の観点から、コモンズの原点である実体としての「地域文化コモンズ」へと、文化コモンズ論を立ち帰らせるべきであることを論述する。

## (2) ハーディンによるコモンズの誤読

コモンズとは、周知のごとく、アメリカの生物学者ギャレット・ハーディン（一九一五―二〇〇三）の一文によって注目されるに至った概念である。しかし、実はそのハーディンは、コモンズという言葉を「誤読」し、「誤用」している。

ハーディンは、一九六八年、「サイエンス」誌上に、「コモンズの悲劇（『The Tragedy of the Commons』）」と題する衝撃的なシナリオを発表した〔Hardin 1968〕。ハーディンは地球環境問題を考えるにあたって、コモンズ的な資源利用のあり方は、人類に悲劇的な結末をもたらすとして、警鐘を鳴らした。

コモンズとは、現在では「人間集団によって分かち合う資源」〔Hess & Ostrom 2007:4〕という、至って一般的かつ抽象的、普遍的な意味で用いられるようになってしまったが、もともそれは具体的で実体的で地域的な存在であった。本来、コモンズとは、中世イングリッシュやウェールズに存在した、「在地の複数の人間が共同で慣習的に使用する資源とその管理制度」を意味する。

### ローカル・コモンズ

アクセスする権利が一定の集団・メンバーに限定される資源や管理制度。

### グローバル・コモンズ

アクセスする権利が一定の集団・メンバーに限定されない（つまり人類みなのための）資源や管理制度。

### コモンズの悲劇

使えばなくなる資源を複数人が自由に使うと、資源の過剰利用が起き、その資源は荒廃するというモデル。

ハーディンは、自身の悲劇シナリオを多くの人々にわからせるために、一九世紀初頭の数学者ウイリアム・ロイド（一七九四—一八五二）の「モンズのモデル」を、「比喩」「たとえ話」として掲げた。それは、「みんなのもの」である放牧地（モンズ）では、経済的に合理的な思考をもつ牧夫たちが、利益追求のために飼育頭数を増やすため、放牧地が過剰放牧によって最終的に荒廃し崩壊するというモデルである。ハーディンは、このモデルから導き出された論理を、地球環境問題に「比喩」「たとえ話」として当て嵌め、このモデルをもとに完全な公的管理—国家の管理—か、完全な私的管理でない資源は、いずれ減ぶという「悲劇」のシナリオを書いた。彼は、地球規模の資源管理と人口抑制策、排出物規制策の必要性を強く説いたのである。

ハーディンの「モンズ」に関するシナリオは、わかりやすさ故か大いに人口に膾炙し、より過度に単純化され、その後の資源管理の重要モデルとして注目されるようになった。ハーディンの論考の影響力は大きかったため、いまでは「モンズ」というとイングラントやウェールズに存在したオリジンの実体的なモンズではなく、ハーディンのシナリオに登場するモデル的なモンズがイメージされるようになってしまった。

しかし、ハーディンは、イングランドやウェールズに実在したモンズの意味内容に関して「誤読」していた。ハーディンは、モンズという中世イングランドやウェールズの慣習的土地利用システムをモデル化するにあたり、それを誰でも利用できるオープン・アクセスの空間としてとらえてしまったのである。彼は、*"Picture a pasture open to all. It is to be*

オープン・アクセス  
資源を誰もが自由に使える状態のこと。

*expected that each herdsman will try to keep as many cattle as possible on the commons."*

「すべての人々に開かれている放草地を思い描いてみるが良い。牛飼いたちがモンズに、できるだけ多くの牛を飼おうと試みるのが予期される。」[Hardin 1968:124]と述べるが、この見解から、ハーディンがモンズを「誰にでも開かれていて、かつそのような状況の下、誰もが自由に放牧できる空間」としてイメージしていたことは明らかである。このようなイメージが前提にあるからこそ、ハーディンのモンズ論は、悲劇論として構成可能となったのである。しかし、実体としての狭義のモンズは、ハーディンが考えるようなオープン・アクセスの空間ではなかった。

一三世紀には、モンズという言葉に先行して「コモン (common)」という言葉が使用され、そして「コモンの権利 (right of common)」が措定されていたようだが、それは放牧地以外に、泥炭採取や採木、漁撈など多様な資源利用のあり方を包含するものであった。日本の経済学でモンズ論をリードする室田武（一九四三—）や三俣学（一九七一—）によれば、その権利は「一人の、ないしは複数の人間が、他人の所有、ないし保有する土地で自然に生み出されるものの一定部分を採取、ないしは利用する権利」と定義されてきたという「室田・三俣 二〇〇四、九九」。そして、狭義のモンズは野放図に利用できるオープン・アクセスの資源利用の権利ではなく、利用者のメンバーシップが明確で、放牧家畜頭数なども明確に制限される権利だったのである。

また、イギリス経済学史の方面から、ドナルド・マクロスキー（一九四二—）（現在、デイ

アドラ・マクロスキーに改名)も、中世イングランドやウェールズのコモンズには、「割り当て (stint)」と称される伝統的な放牧数制限が存在したと反論し、ハーディンのシナリオの立論根拠を否定している [McCloskey 1975]。つまり、コモンズの悲劇を構成するための前提となっていたオーブン・アクセス的な要件は、ローカルな狭義のコモンズの実態とはかけ離れていることになる。イングランドやウェールズに実在したコモンズは、資源量を勘案した持続可能性をもつ可能性がある社会システムなのである。すなわち、悲劇論は必ずしも構成されるのではなく、まったく正反対のドラマ、つまり「コモンズの喜劇」(「The Comedy of the Commons」<sup>(1)</sup>)をも想定可能なのである。もちろん、数多くある狭義のコモンズのなかには、悲劇を迎えた例もあるであろう。しかし、それは、コモンズを取り巻く社会、経済、政治状況の変化によってもたらされたもので、コモンズという社会システムに根本的な瑕疵があったとは限らない。コモンズは、実際は時に悲劇—崩壊—生み出すこともあれば、時に喜劇—持続—もあるという「ドラマ」性を有しているに過ぎないのである [Ostrom 2002]<sup>(2)</sup>。

ハーディンのシナリオは、中世イングランドやウェールズという特定地域の実態や事実をモデル化したものと見えるが、その実、事象の精緻な検討は、彼によってなされていない。その悲劇モデルは、狭義のコモンズというローカルな実態—地域住民による資源の自治—に基づいて、忠実に構築されたものではないのである。ハーディンが取り上げた「コモンズ」は、実体とはずれた「モデルとしてのコモンズ」なのであった。ハーディンは、慣習的なローカル・コモンズの実像を読み誤っているのであるが、グローバルな悲劇モデルの構築を本

来の目的としていたハーディンにとっては、ローカルな実態や事実などは、取るに足らない問題であったのだろう。

### (3) ハーディンによる「コモンズ」の誤用

ハーディンは、さらにコモンズのモデルを拡大解釈という形で「誤用」した。既に述べたように、ハーディンは、地球規模の環境や資源の管理に関心があり、コモンズというローカルなシステムを「比喩」、あるいは「たとえ話」として地球規模のマクロなシステム状況に拡大して応用したに過ぎない。しかし、それは応用可能性のある輝かしい既定モデルとして、一九七〇年代以降の資源経済学や政策論に大きな影響を与え、参照されてきた。

しかし、本来の狭義のコモンズは、あくまで中世イングランドやウェールズのローカルな慣習なのであって、全地球的なシステムではない。メンバースhipや資源量、資源の質、所有権や統治のあり方といった在地システムの要件は、本来、土着的であって、そのミクロな社会状況と切り離して理解できる社会システムではなかったはずである。もちろん、ハーディンにしてみれば、コモンズを持ち出したのは、あくまで地球規模の問題を、よりわかりやすく説明するための工夫でしかなかった。しかし、その何気ない「たとえ話」が、その後の地球規模の資源管理論を論じる際に、無批判、無自覚な前提的規範として受容され、コモンズという語が「人間集団によって分かち合う資源」という、至って一般的意味に希釈され、一人歩きしてしまったのである。その結果、コモンズという語は、「家族の冷蔵庫」といっ

「コモンズの喜劇」適切に管理されたローカル・コモンズから、持続的に利益が得られることについて。

(1) 2011年という「喜劇」= "comedy"とは、もちろん滑稽な物語を指すのではない。それは幸福な結末に終わる物語を意味する点において、「悲劇」とは対極の主張である。The Comedy of the Commons. by S. N. ya 皮肉のこもった表現は、口頭発表では一九八四年、経済人類学者のエストリエ・スミスによって、カナダ・トロントで行われた応用人類学会の定期大会 [Smith 1984] で用いられた表現を端緒とす [McCay 1995: 99]。また、論説としては、一九八六年にアメリカの法学者・キャロル・ローズによって最初になされた [Rose 1986]。ローズは、公共財の管理を考究するなかで、コモンズを高く評価している。「一八世紀の古典派経済学の到来以来、全世界は個人所有で分割されることにより、もっとうまく管理される」と広く信じられている」とし、それと

表裏一体に対応する考え方が「コモンズの悲劇」論であるとする [Rose 1986: 712]。そして、彼女は「コモンズが国家的規範や市場原理によって統治されるのではなく、コミュニティの慣習 (custom) によって厳然と統治されていたことを指摘し、慣習は、それがあいまいで非公式なものではあるが、それにもかかわらず十分に自己管理可能な集団に財産権を与えることができる」とある [Rose 1986: 742]。つまり、そのような慣習によって管理されるコモンズは、「喜劇」シナリオとなることをローズは主張したのである。

(2) 現代「コモンズ論」のオピニオン・リーダーであるエリノア・オストロムらは、ここ三〇年来の実証的「コモンズ」研究を総括する著作を編み、その書名を「The Drama of the Commons」(「コモンズのドラマ」) [Ostrom 2002] と銘打った。それは、長らく続けられた議論によって明らかにされた「コモンズ」が、時には悲劇—崩壊—生み出すこともあれば、喜劇—持続—もあるとい

た極小の集団の集合行為から、「道や公園や図書館」というコミュニティレベルの資源利用、「深海資源、大気、インターネット、科学知識」といった国家間、地球レベルの資源利用の問題にまで拡大して使用される状況にある [Hess & Ostrom 2007: 4]。

たとえば、アメリカの政治学者・スーザン・バックは、commons にハーディンとは異なる肯定的な可能性を見出しつつも、いくつかの限定的な国家が分かち合う「インターナショナル・commons」といえば、地中海とその沿岸国の関係など<sup>3)</sup>、そして、世界中の国家が正当にアクセス権をもった「グローバル・commons」という概念を提示している [Bruck 1998]。それは、扱う空間の大きさ、資源の質や量、資源に関わる主体の多様さなど、狭義のcommons—地域のコミュニティに根ざしたローカル・commons—と比較して看過できない条件の異質性を十分に考慮せずに、拡大解釈したものである。そのため、狭義のcommonsが本来もっていたはずの、ローカルな共有的世界—公と私、官と個の間にある中間領域—の有効性が、そのようなマクロの議論で見失われることになった。本来ミクロの現象をマクロの現象に当て嵌めるといふ拡大解釈をし、commons概念を肥大させてしまったこと自体は、commons という言葉を最初に人口に膾炙させたハーディン自身が、議論の最初から犯してしまつた「誤用」に起因するのであるから、ある意味必然といえる。

一方、一九七〇年代末から経済人類学者や人類生態学者は、狭義のcommonsの特性を理解し、その延長線上で、慣習的な地域の資源管理システムを实体として扱うローカル・commons 研究の方向性を確立した<sup>3)</sup>。彼ら彼女らは、中世イングランドやウェールズの地方的慣習と commons として設定されたハーディンの commons の悲劇シナリオを否定するローカル・commons の実例を地域社会から数多く発見した。

彼ら彼女らは、狭義のcommonsに類する共的なローカル・commonsが、ハーディンがモデル化したようなオープン・アクセスではないということを実証した。そして、狭義のcommonsに類する共的なローカル・commonsは、共同体による管理システムであつて、むしろ資源利用の持続可能性を実現するという「commonsの喜劇」シナリオを提示したのである。

#### ケーススタディ

たとえば、地域の川を遡ってくるサケを地域共同体で管理する問題と、北太平洋を回遊するサケを沿岸国や母川国で管理する問題とは、資源管理の主体(当事者)の大きさや多様性、そして資源の量や拡散状況、ルールや組織などの実効的制度設計の面において大きく異なるのであり、両者を同じ「commons」といふ言葉と概念でつづける

3) 「ドナトス」としか言い得ない状況にあることを表現したものである [Dietz 2002: 3-4]。

(3) commons論の重要な基軸であるローカル・commons論を確立した経済人類学や人類生態学の流れについては、「菅 二〇〇八」に詳し。

要するに現在のcommons論には、地域に

根ざした実体としてのローカル・commonsを究明する方向性と、モデル論的に地球規模の問題であるグローバル・commonsを究明する方向性が並立しているのである。ローカル・commonsが、ミクロな地域社会に存在し、face to faceの社会関係に立脚するcommons像であるのに対し、インターナショナル・commonsやグローバル・commonsは、マクロな地球社会に存在し、国家や

妥当性と必然性は、あまり感じられない。それぞれの議論で本来看過できないのは、それぞれの資源管理主体のスケールや多様性によって規定されるコモンズの限定条件であり、その差異に関して無頓着なままコモンズ論一般に議論を収斂させることはできない。

の前提となる諸条件と議論の文脈がかけ離れていたために、当然ながら十全にかみ合うことはなかった。

ハーディンに端を発するコモンズ概念のグローバルな拡大解釈によって、実体としてのローカル・コモンズが地域でもっている本質的な力―共的な力―の有効性が不鮮明になり、個人も共同体も国家も国家連合も一緒に攪拌された、単なる複数主体の資源管理論にコモンズ論が陥ってしまった。

不特定多数の社会関係に立脚するコモンズ像である。この両者は、同じく「コモンズ」という用語を用いて議論されるが、そのシステムとしての内容や、対象となる資源の特質がかなりかけ離れていて、両者を無条件に一緒に議論することは本来困難な代物である。したがって、グローバルな状況とローカルな状況をめぐる議論は、研究

## 2 知的財産権と現在の文化コモンズ論

### (1) レッジの文化コモンズ論―知財自由主義の主張のため？

コモンズに関する議論は、良きにつけ悪しきにつけ極端に学際的な研究の場になされてきた。その場自体が、コモンズ的な様相を呈しているのである。この学際性は、コモンズ論の優れた特長でもあるのだが、一方、その結果、それぞれの関心や方法論の相違によって、コモンズという言葉が、異なった解釈と異なった文脈で適用されるという弱みをも生じさせてしまっている。

コモンズ論の嚆矢ともいえるハーディン・モデル以来、コモンズ論の全体から見ればコモンズ概念の混沌とした状況は、未だ十分に克服されていない。それどころか、むしろ現在も混沌の度は深まっているといわざるを得ない。従来議論されてきた自然資源管理論におけるコモンズ論では、その概念の定義を始めとして、管理領域や管理主体のスケール、管理する資源の質や量、制度的とり決めに關して、あまりに多様なものを千篇一律に扱いきれなかった嫌がある。「実体としてのコモンズ」から「モデルとしてのコモンズ」へ、そして「ローカル・コモンズ」から「グローバル・コモンズ」へと手を広げることにより、本来、顔が見える等身大の生活世界に直結していたミクロな地域社会システムの問題が、人間から乖離した

マクロな地球社会システムの問題へと、すり替えられてしまったのである。

さらに、既に述べたように、現在、コモンズ概念は自然資源から文化資源という資源の質が格段に異なる領域にまで拡大されつつある。その文化資源をめぐるコモンズの議論は、結局、「実体としてのコモンズ」ではなく「モデルとしてのコモンズ」、そして「ローカル・コモンズ」ではなく「グローバル・コモンズ」という枠組みに陥穽されてしまっている。

たとえば、文化資源の管理に関して「コモンズ」の語を用いた代表例として、アメリカの法学者・ローレンス・レッシグ（一九六一—）の研究が挙げられる。レッシグは、「クリエイティブ・コモンズ」という考え方を提唱した。彼は、著書『コモンズ—ネット上の所有権強化は技術革新を殺す（原題：『The Future of Ideas: The fate of commons in a connected world [Random House 2001]』）レッシグ 二〇〇二』において、インターネット上の知的財産権などの「知識の所有権」強化は、文化のさまざまな局面におけるイノベーションを疎外するとして、知的財産を「コモンズ」的に管理すべきことを主張している。知的財産権の強化が謳われる昨今、その見解はデジタル社会論において物議を醸している。

レッシグは、従来のコモンズ理論のうちローカル・コモンズ研究の知見を吸収したため、ハーデンとは異なり、コモンズの資源管理の有効性を認識し、コモンズに対して肯定的に接している。つまり彼は、「コモンズの喜劇」シナリオを下敷きにして、その文化コモンズ論を描いたのである。

彼は、インターネット上の情報は、コモンズともいえる状態において「オープン」にし、

「フリー」に留め置くべきだと主張する。この文化コモンズ論は、従来のコモンズ論を敷衍したものであるものの、コモンズを「関連コミュニティ内部の人がだれでも、だれの許可を得なくても権利を持つていようなりソース」とし、コモンズを「オープン」であり「フリー」な資源とするのは「レッシグ 二〇〇二、四〇—四二」、従来のローカル・コモンズ研究の見解と大きく相違する。そして、この相違は、レッシグが知的財産をパブリック・ドメインに置き、広く公衆に開放すべきであるという「知財自由主義」の主張の説得力を高めることを目論んで、敢えてコモンズの語を使用したために生じたと考えられる—もちろん完全な自由を主張するものではない—。

このレッシグの主張は、知的財産権は権利として厳格に保護され、その権利の使用には応分の金銭的対価が求められる、さもなくば多くのクリエイターが新しい技術や知識などの文化を創造する動機付けを失うという主張をもつ「知財保護主義—これが主流である—」派に対し投げかけられた。「（インターネット上の）知財自由主義」派であるレッシグは、自己の主張を補強するための「比喩」として、コモンズの語を利用し、知的財産はコモンズ的に管理すれば適正に管理されるという「コモンズの喜劇」シナリオを構成した。

さらに、彼は資源に関して「その財産は、不特定多数の人物によって使われた時に、もつとも価値が高くなる」と、資源の公共的使用価値に注目する「レッシグ 二〇〇二、一四四」。たとえば、道路はその典型で、それには公共性があり、私的独占されないために、その沿線には他のサービスが発展するようになって公共の利益を生み出すという。したがって、文化

クリエイティブ・コモンズ  
ウェブ上で行われているプロジェクト、またそれを実施する非営利団体で、出版物の創造、流通、検索の便宜をはかるもの。

も同様の公共性をもつこと、つまり、私的独占されないことによって公共の利益を生み出すべきであるという主張になるのである。この不特定多数の利用を是とする考え方も、従来のローカル・コモンズ研究とは大きく異なる。ローカル・コモンズは「排除性(excludability)——資源利用者のアクセス制限する力——」によって資源利用のメンバーを特定少数とすることにより、フリー・ライダーなどの資源濫用者の侵入を防いでいる。したがって、ローカル・コモンズは、必ずしも公共性が担保された資源利用システムとは言い切れないのである。

これまでのコモンズ論を踏襲する立場から見れば、彼のコモンズの語用にかなり違和感があることは否めない。しかし、彼の主張の眼目は、「インターネット上にある知識の所有権の過剰な強化、つまり、文化資源の所有権強化は、公共的文化の創造的な革新を妨げる」という、現代の文化資源を考える上で重要な論点を主張することにこそある。したがって、彼にとってローカル・コモンズの実態は、それほど重要な問題ではなかったのである。

この知財自由主義派に共通してもたれる文化の公共性に関する主張は、レッシングに先行してアメリカの法学者・マイケル・ヘラー(一九六二——)によってもなされている。レッシングも、その先鋭的な知的財産権に関する研究を踏襲している。

## (2) ヘラーの文化コモンズ論——「アンチ・コモンズの悲劇」

ヘラーは、「アンチ・コモンズの悲劇」(“The Tragedy of the Anticommons”)というモデルを提示した。「アンチ・コモンズ(anticommons)」という言葉自体は、アメリカの法学者・

フランク・マイケルマンが、一九八二年に早くも言及しているが[Mitchelman 1982:6]、その言葉を明確に定義し、文化資源管理のモデルとして提示したのがヘラーなのである。彼は、ハーディンの「コモンズの悲劇」モデルのミラーイメージとして「アンチ・コモンズの悲劇」というモデルを提示した。それは特許などの知的財産権の管理に関する研究分野、とくに「知財自由主義」の立場の研究で近年注目されており、文化コモンズ論を考える上で重要なモデルといえる。

ヘラーは、「アンチ・コモンズ」を、「複数の所有者が、少ない資源からそれぞれ他者を排除する権利をもっており、一方で、誰も効果的な使用特権を行使できない」状況と定義する。そのため、「排除する権利をもつ所有者があまりにも多すぎると、その資源は過少利用される傾向がある」、すなわち「アンチ・コモンズの悲劇」となるのである [Heller 1998: 624]。

ヘラーは、一九九八年に、まず「アンチ・コモンズの悲劇——マルクスから市場への過渡期における所有権」という論考を発表した [Heller 1998]。この論考のなかで、彼は、「アンチ・コモンズの悲劇」の「たとえ話」として、社会主義崩壊直後の旧ソ連のモスクワにおいてうまくいかなかった店舗利用の例を挙げる。社会主義崩壊後、旧ソ連は「マルクスから市場へ (“from Marx to markets”)」という経済の転換を促し、国営企業の商店を市場原理に委ねることにより、新しい企業家とビジネスを育成し、改革後、商店の店先の棚が商品で満たされることが期待された。ところが、モスクワでは路上のキオスクは活気が出たものの、当

### 排除性

誰かがその財を使うと、ほかのひとが  
使えなくなる性質。

### アンチ・コモンズの悲劇

複数の所有者がそれぞれ他者を排除する  
権利をもっていると、資源の過少利  
用が起きるといふモデル。



の商店は引き受け手がなく空っぽのままであった。この人影のない国営商店と活気のあるキオスクという対照的な謎に関して、ヘラーは、新しい所有権のあいまいさ、地方自治体の腐敗体質、および法的基盤の未整備という状況のなかで、商店に関して排他性を完全に有した所有権が確立されておらず、その物件に関していくつもの権利主張者や、許認可を与えることにより統制する政府が介入するため、一義的な「所有者」の活動が疎外される問題点を指摘している。要するに、自分が取得した店の使用や収益、処分にあたって、本来、権利を保持するはずの「所有者」以外に、その権利を制限する能力をもつアクターや制度が多数存在し、その許可や同意を必要とする場合、「所有者」の店に関する種々の行為―リースなどは疎外されるという考えである。

さらにヘラーは、レベッカ・アイゼンバーグと共に、同じく一九九八年、『サイエンス』誌上に、「特許権はイノベーションを阻むことができるか? バイオ医学研究におけるアンチ・コモنز」と題する論考を発表した [Heller and Eisenberg 1998]。彼らは、バイオ医学のライセンスや特許を取り上げ、その分野で近年、アンチ・コモنزの悲劇と呼べるような状況が生まれていることを次のように指摘する。

従来、アメリカでは、連邦政府資金によって大学が研究開発を行った場合、その成果はパブリック・ドメインに置かれるのが通例であったが、一九八〇年に「バイドル法」(アメリカ合衆国特許商標法修正条項の通称)が制定されると、政府資金に基づく研究であっても大学や企業、研究者に特許権を帰属させることが認められるようになった。その結果、基礎研

#### バイドル法

一九八〇年にアメリカで制定された法律で、政府の資金によって大学が研究開発を行った場合、成果の特許権を大学や研究者に与えることが、これによって認められるようになった。

究を担っていた「川上の研究 (upstream research)」の成果の特許出願が増大―つまり、私有化が進展―し、知的財産権の細分化と拡散が進んだ。そのため、多くのステークホルダーと多くの権利が生成されることになり、それは取引コストを増大し、「川下の生産 (downstream product)」を疎外し、資源の過剰利用という悲劇を生じさせたというものである。たとえば、製薬において、バイオテクノロジーなど多くの基礎研究成果が細かく権利化され、その権利が個々に強固に主張される場合、その成果を応用する製薬会社の製薬コストや特許侵害リスクが高まるため、新薬開発の意欲が殺がれ、その結果、資源ともいえる川上の基礎研究の成果自体が利用されないことになり、また、川下で人類の幸福に資する新しい製品の登場が疎外されるということである。このヘラーの「アンチ・コモنزの悲劇」モデルは、その後、知的財産権の分野で積極的に取り上げられてくる [Buchanan & Yoon 2000; Munzer 2005 など]。

ヘラーは、このモデルと鏡像関係にあるハーディンの「コモنزの悲劇」を把握するにあたって、まず「コモنز」を「複数の所有者の誰もが、所定の資源の使用特権をもっており、一方で、誰も他者を排除する権利をもたない」と定義した。そのため、「そのような使用特権をもつ所有者があまりにも多すぎると、その資源は過剰利用される傾向がある」<sup>1</sup>、すなわち「コモنزの悲劇」が起こると考えた [Heller 1998: 623-624]。このコモنزの定義は、ハーディンのようにコモنزをオープン・アクセスの空間として見なすものでは必ずしもないが、「誰も他者を排除する権利をもたない」という表現は、ローカル・コモنزの実

(4) このヘラーのモデルは、過剰な知的財産権強化に対する警鐘であるが、当然、それに対しては、特許権はイノベーションを阻むものではなく、新規の技術開発において強いインセンティブを作り出すものであって、むしろ、その権利の弛緩がインセンティブを失わせることになるという知的財産権の保護強化を求める側からの反論が想定される。

態からかけ離れている。先に述べたように、実体としてのコモンズは、野放図に利用できるオープン・アクセスの資源利用の権利ではなく、利用者のメンバーシップが明確で、資源利用量なども明確に制限される使用の権利だった。確かに、ひとり一人の個人は排除権をもたなかったかもしれないが、マクロスキーもいうように、中世イングランドやウェールズのコモンズですら「割り当て」と称される資源へのアクセス制限が存在しており、集団として社会システムによる管理能力―排除能力も含む―をもっていたのである。

この点から鑑みるに、ヘラーのアンチ・コモンズ論も、レッシグのコモンズ論と同じく、結局は実体としてのコモンズとは何の関係もないモデル論であった。それは、知的財産権の強化に反対するために構築されたのである。彼は、「特許などの知的財産権の過剰な強化、つまり、文化資源の所有権の強化は創造的な革新を妨げる」という、レッシグと共通する主張を提示するために「アンチ・コモンズの悲劇」シナリオを構築したのであるから、レッシグと同じくローカル・コモンズの実態は、彼にとってもさほど重要な問題ではなかったのである。

### (3) 現在の文化コモンズ論の限界

レッシグとヘラーとでは、文化管理におけるコモンズの取り扱いに大きな違いを見出すことができる。レッシグの場合は、コモンズを公的管理とは異なる自立的管理システムと見なし、ハーディンの悲劇モデルに対抗して、コモンズを肯定する立場をとる。一方、ヘラー

は、ハーディンの悲劇モデルを肯定し、それと対照的な悲劇モデルを考案した。しかし、いずれにせよレッシグとヘラーが、自らの主義主張を補強し、自説を肯定するための方便として、コモンズ論を使用した点では共通する。

結局、両者は立論の道筋やモデルの立て方に相違が見られるものの、レッシグはインターネット上の知識を、ヘラーは特許といった知的財産をパブリック・ドメインに置き、広く公衆に開放すべきであるという点では一致するのである。両者にとって、重要なのはコモンズの資源管理ではなく、知的財産の自由化なのである。

もちろん、レッシグやヘラーが扱う文化資源のモデルは、すべての文化資源を想定して構成されたものではない。そのコモンズ論が扱う文化資源の質に偏りがあるのであって、すべての文化資源に適用可能なモデルとはなっていないし、それを目的として作られたモデルではない。その想定する文化の特徴の概略は、以下の三点としてとらえられる。

第一に、彼らのモデルは、ネット上の情報や新技術という現代的な文化資源と、著作権や特許という現代的な所有と利用の仕組みを想定して構成されている。それは、まさに現代社会において生成される文化資源に対応する「文化コモンズ」モデルなのである。それは、文化のイノベーションを当然価値あるものとして見なし、文化の変化をア priori に肯定する思考に貫かれている。

第二に、彼らのモデルは、拡散性 (diffusivity) の高い文化を想定して構成されている。レッシグの扱うインターネット上の情報はその最たるもので、その文化資源は瞬時に地球規

模で拡散する。その文化資源は、生成した時点から、世界中へ流通されることが前提とされており、その文化が生成された場に規定されることがない。知的財産の権利が主張される背景には、その財産が非物質・無形であるが故に容易に複製されるといふ資源特性があるためであり、当然拡散は免れえない。むしろ、それは公共性という新しい正当性によって、拡散し汎用化することが是とされる文化なのである。その文化の管理を考える文化モンズ論は、「地球文化モンズ (global cultural commons)」となっているのである。

第三に、彼らのモデルは、商品性や市場価値をもった文化、すなわち「商品としての文化」を想定して構成されている。ヘラーが扱うパテントとされる情報や知識はその最たるもので、経済価値をもつが故に、強烈的権利主張と使用の囲い込みが行われるのである。むしろ、それらは経済価値を生み出す商品として生成された文化ともいえる。

このようにレッシングのモンズ論や、ヘラーのアンチ・モンズ論は、現代的で拡散性が高く、さらに商品性や市場価値をもった文化の管理に向けての主張であった。つまり、グローバル・モンズの文脈から、文化資源の管理のあり方を考えているのである。

### 3 「地域文化モンズ」論の必要性

#### (1) グローバル・ポリティクスに絡め取られる地域文化

彼らのスキームで、世界各地の周辺に存在する土着知識 (indigenous knowledge) や伝統的知識 (traditional knowledge)、また、フォークロア (folklore) と呼ばれるものを、解釈することはあまり生産的ではないであろう。経済的目的から流通することを前提に生み出されてきた近代的文化と、生成の文脈が異なる辺境のマイノリティの文化とを、条件の異同を十分に吟味することなく、同じくモンズ論の俎上に無前提に載せることは簡単にはできない。しかし、近年、そのような土着的な地域文化に関し、グローバルな政治と経済の動きに呼応して経済価値を認めたり、さらに世界規模で流通させたり、そして、その文化の所有意識を高めたりする例が散見される。昨今の土着的地域文化は、グローバルイズムの影響を受けているのであり、そのなかで伝統的知識には特許、フォークロアには著作権のような権利が認められつつある。

たとえば、現在、オーストラリアのアボリジナル・アートという土着芸術が文化資源化され、アボリジニによってその知的所有権 (著作権) が強く主張され、その芸術活動が排他的に行使されている「窪田 二〇〇七、一八一―二〇八」。さすがのヘラーでも、文化を強力に

(5) 日本の文部科学省の見解によると、フォークロアの定義は、一般に「民俗」、あるいは「民俗学」と訳されるものより狭い意味にとらえられている。以下がその見解である。「フォークロアとは、「民間伝承」や「民族文化財」等と呼ばれ、ある社会の構成員が共有する文化的資産である伝統的文化表現 (Traditional Cultural Expressions: TCEs) を意味する。具体的には、民族特有の絵画、彫刻、モザイク等の有形なもののほか、歌、音楽、踊り等の無形のものも含まれる。なお、「遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会 (IGCC)」の議論では、幾つかの参加国から「フォークロア」という言葉に異議がなされ、TCEs という単語を用いている。」(文部科学省ホームページ <http://www.next.go.jp/bunnu/shing/dunka/gijiroku/009/05041601/006.htm> 二〇〇九年九月三〇日確認)

アボリジナル・アート

オーストラリア先住民であるアボリジ

囲い込むアボリジニの排他的な権利主張を、文化のイノベーションを疎外するものとして言下に否定し、その資源をパブリック・ドメインに開放することなどを主張しないであろうし、また、さすがのレッシングでも、コモンズをオープン・アクセスと読み替えて、アボリジニの資源をネット上でフリーに扱うことを主張しないであろう。確かに、アボリジニの文化所有権の主張は、アートのイノベーションに、ある制約をもたらす行為であることは間違いない。しかし、マイノリティの権利を尊重する規範を獲得した現代社会において、これまでの歴史を鑑みて、彼らにはその権利を強く主張できる正当性が備わっている。その権利を損なうことが、植民地主義的な不当さに通じることは、現在ほぼ自明視されているといっても過言ではない。アボリジニにとって、コモンズをオープン・アクセスと置き換えたレッシングのコモンズ論や、ヘラーのアンチ・コモンズ論が自らの文化に適用された場合、自分たちの民族アイデンティティを侵害する、あるいは「民族」としての尊厳を損なう、また、本来得ることができ得る経済的利益を低減させる、不当な動きとして感じ取られるであろう。

近年、いままで見過ごされ、否定され、虐げられ、搾取された周縁の人々の文化を見直し、その文化の所有権をその人々に付与しようという動きがさらに加速している。たとえば、一九八二年、WIPO（世界知的所有権機関）とユネスコ（国際連合教育科学文化機関）は、共同で「不法利用及びその他の侵害行為からフォークロアの表現を保護する各国国内（立）法のためのモデル規定」を策定し、さらに、WIPOは二〇〇〇年に「知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会」（IGC）を設置して、その後

議論が継続されている。周知の通り、WIPOは、世界的な知的財産権の保護政策を促進、強化することを目的とした国連機関であり、そのような知的財産権に該当するものとして伝統的知識とフォークロアが認知されつつあるのである。当然、その権利の保護要求国は、従来、植民地的支配がなされていたアフリカなどの発展途上国である。それらの国家は、保持してきた伝統的知識やフォークロアが先進国によって搾取されていると考え、その保護を訴えている。

また、一九九四年以来、生物多様性条約締約国会議で議論され続けている「生物の多様性に関する条約（CBD）」でも、遺伝資源と絡めて、先進国が伝統的知識へアクセスする場合には、その知識が存在した国へ利益を配分するように発展途上国が要求している。さらに、このような知的財産の観点からではなく世界文化遺産や世界無形文化遺産といった保護を眼目とした文化管理制度もユネスコによって主導されており、これまでうち捨てられてきた地域文化が一躍脚光を浴びることとなった。

このような動きは一見、地域の在来伝統文化を尊重しているかのように目に映るが、しかし、ことはそう単純でなく、結局のところ利益が国家に落ちるのみで、地域や文化の実質的な担い手に還元されない場合も多い。また、世界遺産保護などによってなされる地域文化のオープン・アクセス化—人類が共有すべき「顕著な普遍的価値（outstanding universal value）」といった新しい植民地主義的な物言いによる地域文化への侵害—という新たな問題を生じさせている。また、世界無形文化遺産登録をめぐる中国と韓国で軋轢を起した「江

二が制作する彼らの伝統に根ざしたアート。点描画や樹皮画などさまざまな種類がある。

#### アボリジニ

先住民族のこと。一般的にはオーストラリアの先住民族を指す。

#### WIPO（世界知的所有権機関）

世界的な知的財産権の保護のために一九七〇年に設立。一九七四年から国連の専門機関。

#### ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）

教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉を推進するために、一九四六年に設立された国際連合の専門機関。

「陵端午祭」問題など見るまでもなく、文化の国家化と国家間における文化の所有権争いという新しい問題まで生起させている。

このような問題を見ればわかるように、地域文化がグローバル・ポリティクスに絡め取られてしまった結果、その担い手である地域や人々のミクロな意思や思いや権利が、マクロで画一的なグローバル・スタンダードの背後に隠蔽されてしまっている。もちろん、このような外在的な仕組みやアクターを、地域の人々が能動的に使い回し、協働あるいは共犯的に地域文化の資源化がなされる場合もある。しかし、その場合も、その文化管理の方向性を住民によって決定する自立的能力や権能は、おおかた小さく見積もられている場合が多い。人々のローカルな文化管理の主権は制限されるか、時に奪われることが多いのである。

## (2) 実体としての「地域文化コモンズ」論に向けて

このように地域文化が、国家や国際社会に絡め取られ、さらにグローバルな組織や制度の管理下に置かれるという状況において、地域文化を担ってきた人々の手に地域文化を取り戻し、その意思による管理を目指す方向性、つまり文化管理の主権をミクロな地域の人々に取り戻す方向性が我々に求められるであろう。

その方向性のひとつが、上述したアポリジニがとった対応である。それは文化のグローバルゼーションという状況を逆手にとって、国家ではなく、本来レジティマシーを有した特定の人々が知的財産の所有権を主張する戦略である。また、自分たちの少ない資源から他者を

排除する権利をもち、誰にも効果的な使用特権を行使させないという状況を生み出す方向性も考えられる。それを、ヘラーのモデルで表現し直すならば、「アンチ・コモンズの喜劇」(“The Comedy of the Anticommons”)と表現することができよう。抜けがけを防御するこのシナリオは、当事者のなかで弱者と位置づけられる人々にとっては有利な選択といえる。

さらに、文化管理の主権をミクロな地域の人々に取り戻す重要な方向性がもうひとつある。それは、自らの地域文化を自立的、自律的、主体的に管理する「コモンズの喜劇」のシナリオである。世界中に伝承される土着知識や伝統的知識、また、フォークロアを挙げるまでもなく、多くの地域文化は、無意識の「関与」レベルから意識的な「管理」レベルまでさまざまな位相で共同性によって維持されてきた。そこには、地域に規定されながら文化を共に生み出し、維持しながら一方で変化させ、それをもとに楽しみ、稼いでいた人々が存在していた。そのような人々が協心戮力して生み出した地域文化は、まさに「実体としてのコモンズ」「ローカル・コモンズ」としてとらえることができよう。いま文化コモンズ論に求められているのは、原点であるこの「実体的なローカル・コモンズ」へ回帰することである。いままでの文化コモンズ論では、結局、実体的なローカル・コモンズとしての地域文化にアプローチすることなしに、一足飛びに非ローカルな文化事象のモデル理解に走ってしまった。そのため、結局、コモンズ概念が本来もっていた能力や有効性が、まったくその議論のなかに活かされない結果となった。

従来、実体としてのコモンズを研究する立場からは、地域社会におけるローカル・コモン

(6) 韓国は、「江陵端午祭」をユネスコの世界無形文化遺産に申請し、二〇〇五年に登録された。しかし、この「端午祭(節)」の登録に対し、中国は自国にその文化の起源があるということで反発。マスコミなどで大きく取り上げられ、嫌韓現象の一因となった。

### アンチ・コモンズの喜劇

複数の当事者が他者による資源利用を排除する権利を持ち、誰にも効果的な使用特権を行使させない状況を生み出すことによって資源の独占利用を阻むモデル。

(7) グローバル・コモンズといったマクロな課題は、あえてコモンズ論の俎上に載せなくとも、普通の公共財論

ズが、一、生活の安全保障 (livelihood security) 二、資源へのアクセスの平等性と葛藤の解決 (access equity and conflict resolution) 三、生産の様式 (mode of production) 四、資源保全 (resource conservation) 五、生態学的持続可能性 (ecological sustainability) などの方面で、有効な多面的機能を有することが指摘されてきた [Berkes 1989: 11-13]。地域で生きる生身の人間に資する、そのようなローカル・コモンズのポテンシャルは、自然資源を文化資源に置き換えても、同様に見出すことが可能であろう。

これからの文化コモンズ論においては、まず、原点としてのコモンズの意味と実態に立ち帰り、地域という共的社会における文化資源や、その資源の管理の仕組みを明らかにすることが肝要である。そして、その実体的な「地域文化コモンズ (local cultural commons)」論によって、地域の人々が今後選択できうる文化資源利用の方向性を見定めるべきである。このような、より等身大の生活世界に近いローカルな文化資源を考える時にこそ、コモンズという概念や視角、それに関わる分析ツールの能力が十全に発揮されるであろう。<sup>(2)</sup> 今後は、そのようなシクロなローカルという地点に生成された「コミュニティ基盤の文化資源管理 (community based cultural resources management: CBORM)」を理解し、さらにその管理を発展させるために、文化コモンズ論が活かされるべきである。

や国際関係論でことは足りるのではなくかろうか。もちろん、仕組みをかなり抽象化して「複数の主体が共に管理する」という共通した性格からいえば、両者を同一の組上に載せて議論することは無意味として排することはできない。また、国連加盟一九二ヶ国それぞれを「人」に擬え、またその国家が存在する地球を「コミュニティ」に擬えて、あたかもローカル・コモンズのごとく、地球規模の問題を考えることは「比喩」的には無駄ではない。さらに、実際に先に述べたユネスコなどの国際交渉でアナロジカルな手法として応用されている。しかし、ここでは主体とされる人格はあくまで幻想の共同体としての国家に置かれていることに、我々ほもっと注意を払うべきである。ここでは、ローカル・コモンズが本来資源管理の主体となってきた実在的な等身大の個人、そして、その連合体である地域「コミュニティ」は捨象されているのである。それは、あくまで国家のためのモデルであり、必ずしも普通の人々の幸福に資するものとはいえない。

## 引用・参考文献

- 窪田幸子 二〇〇七「アポリジニ美術の変貌—文化資源をめぐる相互構築」山下晋司編『資源化する文化』弘文堂、一八一—二〇八頁。
- 菅豊 二〇〇八「コモンズの喜劇—人類学がコモンズ論に果たした役割」井上真編『コモンズ論の挑戦—新たな資源管理を求めて』新曜社、二一九頁。
- 室田武・三俣孝 二〇〇四『入会林野とコモンズ』日本評論社。
- レッシグ、ローレンス (山形浩生訳) 二〇〇二『コモンズ—ネット上の所有権強化は技術革新を殺す』翔泳社。
- Berkes, Fikret (ed.) 1989 *Common Property Resources: Ecology and Community-Based Sustainable Development*. New York: Belhaven Press.
- Buchanan, James M. and Yoon, Yong J. 2000 "Symmetric Tragedies: Commons and Anticommons." *The Journal of Law and Economics* 43 (1): 1-13.
- Buck, Susan 1998 *The Global commons: An Introduction*. Washington, D.C.: Island Press.
- Dietz, Thomas, et al 2002 "The Drama of the Commons." in Ostrom, E. et al. (eds.) *The Drama of the Commons: Committee of the Human Dimensions of Global Change*. pp. 3-35, Washington D.C.: National Academy Press.
- Hardin, Garrett 1968 "The Tragedy of the Commons." *Science* 162: 1243-1248.
- Heller, Michael A. 1998 "The Tragedy of Anticommons: Property in the Transition from Marx to Markets." *Harvard Law Review* 111 (621-688).
- Heller, Michael A. and Eisenberg, Rebecca S. 1998 "Can Patents Deter Innovation?: The Anticommons in Biomedical Research." *Science* 280: 698-701.

- Hess, Charlotte and Ostrom, Elinor (eds.) 2007 *Understanding Knowledge as Commons: From Theory to Practice*. Cambridge: MIT Press.
- McCay, Bonnie J. 1995 "Common and Private Concerns," *Advances in Human Ecology* 4: 89-116.
- McCloskey, Donald N. 1975 "The Persistence of English Common Fields," in Parker, W. N. and Jones, E. L. (eds.) *European Peasants and Their Markets: Essays in Agrarian Economic History*. pp. 73-119. Princeton: Princeton University Press.
- Michelman, Frank I. 1982 "Ethics, Economics, and the Law of Property," in Pennock, J. R. and Chapman, J. W. (eds.) *Ethics, Economics, and the Law*. pp. 3-40. New York: New York University Press.
- Munzer, Stephen R. 2005 "The Commons and the Anticommons in the Law and the Theory of Property," in Golding, Martin P. and Edmundson, William A. (eds) 2005 *The Blackwell Guide to the Philosophy of Law and Legal Theory*. pp. 148-62. Malden: Blackwell Publishing.
- Ostrom, Elinor, et al. (eds.) 2002 *The Drama of the Commons: Committee of the Human Dimensions of Global Change*. Washington, D.C.: National Academy Press.
- Rose, Carol 1986 "The Comedy of the Commons," *The University of Chicago Law Review* 53(3): 711-781.
- Smith, M. Estelle 1984 "The Triage of the Commons," Paper Presented Annual Meeting of The Society for Applied Anthropology, March 14-18.

要約

◎これまでの自然資源をめぐるコモンズ論では、実体としてのローカル・コモンズが、モデル化されたグローバル・コモンズに拡大解釈されたために、その議論が混沌としている。

◎現在の文化コモンズ論は、そのような議論を十分に批判的に受け止めなかったために、結局、自然資源をめぐる議論

の混沌を継承しコモンズの語の使用価値を低下させている。

◎そのような状況のなか、地域主義の観点からコモンズの原点である実体としての「地域文化コモンズ」へと文化コモンズ論を立ち帰らせ、地域社会の文化の管理を捉え直す必要がある。

さらに考えてみよう

- ◎文化資源にはさまざまなものがあるが、その多様な資源の性質の違いについて具体的な文化を取り上げて比較してみよう。
- ◎性質の異なる文化はどのような方策（法律や社会システムなど）で管理すべきか。
- ◎世界遺産などのグローバルな文化政策が、地域社会にもたらす幸福と不幸について考えてみよう。

### 【編者略歴】

#### 山田 奨治 (やまだ しょうじ)

人間文化研究機構国際日本文化研究センター准教授。

総合研究大学院大学文化科学研究科准教授を併任。

1963年生まれ。

1968年に筑波大学大学院修士課程医科学研究科を修了。京都大学博士(工学)。

専門は情報学。

日本アイ・ピー・エム(株)、筑波技術短期大学勤務を経て、1996年から現職。

著書・編書に、『日本文化の模倣と創造』(角川選書)、『禅という名の日本丸』

(弘文堂)、『CD-ROM版くずし字解読用例辞典』(東京堂出版)、『海賊版の

思想』(みすず書房)、*Shots in the Dark: Japan, Zen, and the West* (The

University of Chicago Press)など。

### 執筆者紹介

#### 井上 真 (いのうえ まこと)

東京大学大学院農学生命科学研究科教授。1960年生まれ。

東京大学農学部卒業。東京大学農学博士。専門は森林社会学・政策学。

著書に『コモنزの思想を求めて——カリマンタンの森で考える』(岩波書店、2004年)など。

#### 岩渕 功一 (いわぶち こういち)

早稲田大学国際教養学部教授。専門は、メディア・文化研究。

著書に『文化の対話力 ソフトパワーとブランドナショナリズムを越えて』(日本経済新聞出版社、2007年)。

*Recentering Globalization: Popular Culture and Japanese Transnationalism* (Duke University Press, 2002) など。

など。

#### 奥田 晴樹 (おくだ はるき)

金沢大学教授。1952年生まれ。

東京教育大学文学部史学科日本史学専攻卒業。博士(史学)。専門は幕末維新史。

著書に『地租改正と地方制度』(山川出版社、1993年)、『日本の近代的土地所有』(弘文堂、2001年)、『立憲政

体成立史の研究』(岩田書院、2004年)、『明治国家と近代的土地所有』(同成社、2007年)など。

#### 佐野 真由子 (さの まゆこ)

静岡文化芸術大学准教授、国際日本文化研究センター客員准教授。1969年生まれ。

東京大学教養学部教養学科卒(国際関係論専攻)、ケンブリッジ大学国際関係論専攻修士(MPhil)課程修了。

国際交流基金、ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)本部文化局勤務を経て現職。

専門は文化交流史、文化政策。

著書・論文に『オールコックの江戸——初代英国公使が見た幕末日本』(中公新書、2003年)、『幕臣筒井政憲に

おける徳川の外交——米国防総省出府問題への対応を中心に』『日本研究』第39集(2009年)など。

#### 菅 豊 (すが ゆたか)

東京大学東洋文化研究所教授。1963年生まれ。

筑波大学大学院博士課程歴史・人類学研究科中退。筑波大学博士(文学)。専門は民俗学。

著書に『川は誰のものか——人と環境の民俗学——』(吉川弘文館、2006年)など。

#### 杉藤 重信 (すぎとう しげのぶ)

椛山女学園大学人間関係学部教授。1951年生まれ。

甲南大学大学院人文科学研究科応用社会学専攻博士課程修了満期退学。甲南大学修士(社会学)。

専門は文化人類学、オセアニアをフィールドとする。

著書(論文)に『人類学調査支援ツール、親族データベース「アライアンス」について』、『人口学における家系図研究の可能性』など。

#### 富田 倫生 (とみた みちお)

インターネット図書館「青空文庫」世話役。

早稲田大学政治経済学部卒業。

著書に『パソコン創世記』(旺文社文庫、1985年)、『本の未来』(アスキー、1997年)など。

#### ペイ・ヒュンイル (Pai Hyung Il)

アメリカ・カリフォルニア大学サンタバーバラ校准教授。

専門は韓国考古学・人類学。

著書に『Constructing "Korean Origins": Archaeology, Historiography, and Racial Myth』(Harvard University Press, 2000)など。

#### 増田 聡 (ますだ さとし)

大阪市立大学大学院文学研究科准教授。1971年生まれ。

大阪大学大学院文学研究科博士後期課程修了。大阪大学博士(文学)。

著書に『その音楽の〈作者〉とは誰か——リミックス・産業・著作権』(みすず書房、2005年)、『聴衆をつくる——音楽批評の解体文法』(青土社、2006年)など。

#### 山中 千恵 (やまなか ちえ)

仁愛大学人間学部コミュニケーション学科講師。

大阪大学大学院人間科学研究科修了。大阪大学博士(人間科学)。専門は社会学。

著書に『マンガの中の〈他者〉』(共著、臨川書店、2008年)、『ポスト韓流のメディア社会学』(共編著、ミネルヴァ書房、2007年)など。

コ モ ン ズ と 文 化 — 文 化 は 誰 の も の か	編 者 山 田 奨 治 ( や ま だ ・ し ょ う じ )	発 行 者 松 林 孝 至	発 行 所 株 式 会 社 東 京 堂 出 版 〒 一 〇 一 〇 〇 五 一 東 京 都 千 代 田 区 神 田 神 保 町 一 一 七 電 話 〇 三 一 三 三 三 三 三 七 四 一 振 替 〇 〇 一 三 〇 七 一 七 〇	印 刷 ・ 製 本 亜 細 亜 印 刷 株 式 会 社	ISBN978-4-490-20688-3 C0030 ©Shoji Yamada, 2010, printed in Japan
--	--	---------------------------------	---	--	--